

管志道の思想形成と政治的立場

——万曆五年張居正奪情問題とその後——

岩 本 真利 絵

【要約】中国では二千年にもわたり皇帝を頂点とする政治体制が存続していた。なかでも中国明代の政治は強大な皇帝権力が特徴として挙げられる。なぜ皇帝政治が存続したのかを明らかにするためには、強大な皇帝権力を肯定的にとらえていた人物の思考を理解することが必要である。そこで本稿では明代後期の思想家管志道の思考と当時の政治状況がどのように関連しているのかを明らかにするため、管志道の奏議『奏疏稿』収録の各序文を用いて万曆五年に発生した内閣首輔張居正の奪情問題における管志道の立場とその後の管志道の自己イメージ形成について検討した。その結果、管志道は張居正奪情問題においては保身を優先し、この政治的体験によって政治主体としての士大夫の責任から逃避しようという思想にたどりついたことを明らかにした。

史林 一〇一卷三号 二〇一八年五月

はじめに

現代中国の政治体制は専制、権威主義、中央集権などと評され、政権を握る中国共産党に政治権力が集中する。このような中国の政治体制の下地となったのが、二千年もの長きに及ぶ皇帝を頂点とする皇帝政治体制である。歴代の皇帝政治のなかでも明代の政治は強大な皇帝権力が特徴として挙げられる。ゆえに中国の政治体制の典型として明代の皇帝政治をとらえることが可能である。したがって過去から現在に及ぶまでの中国政治の大要を理解するためには、明代の皇帝政治

をどのように理解するのが鍵となってくる。

従来の明代史研究においては、強大な皇帝権力を前にして士大夫と呼ばれる官僚知識人層がどのように対抗していったのかに焦点が当てられてきた。例えば、明代後期に關していえば東林党や陽明学が皇帝権力へのカウンターパートとして描かれてきた。小野（一九九六）は明末の党争を分析し、皇帝権力を中心とする中央と士大夫を中心とする地方の主導権争いを描き出した。また、余英時（二〇〇四）は強権的な皇帝政治に失望した陽明学の人々が中央政治ではなく民衆教化に士大夫としての新たな責務を見出したことを論じた。確かに東林党や陽明学は明代の政治や思想の展開において一定の影響力を有していたが、しかし一方では同時代の士大夫から彼らの主張が批判を受けることも多々あった。つまり、彼らは明代の政治における士大夫の在り方の一側面を反映しているにすぎない。東林党や陽明学とは異なる立場から皇帝権力をとらえていた人物も少なからずいたはずである。むしろ明代の皇帝政治が人々の思考に何をもたらし、またなぜ皇帝政治が存続したのかを考えるためには、皇帝権力に対抗せずに追従するような思考をもっていた士大夫の主張を分析する必要がある。

そこで筆者は明代万暦年間の士大夫・管志道（一五三六～一六〇八）に注目した。管志道は南直隸太倉の人、隆慶五年（一五七二）の進士で、官僚としては広東按察司僉事まで昇進しているが、主に思想家として知られている。管志道の思想の特色は儒教・仏教・道教の三教合一にあるが、一方で朱子学にも陽明学にも批判的な立場をとっていた。朱子学を奉じる顧憲成（二五五〇～一六二二）や高攀龍（二五六二～一六二六）ら東林党の人々と性の定義をめぐって激しい論争を繰り広げ、この論争が東林書院建設の契機となった。また、陽明学の泰州学派の王良（二四八三～一五四二）・李贄（二五二七～一六〇二）らを激しく批判した。管志道の思想についてはすでに荒木（一九七二）（一九七九）という総合的な研究があり、また陽明学の展開の中で管志道に触れた鄧志峰（二〇〇四）、陳時龍（二〇〇六）、三教合一思想の展開の中で管志道に注目した魏月萍（二〇一六）、呉孟謙（二〇一七）、管志道の著書『従先維俗議』を全面的に検討した Weisfogel（二〇一〇）などの先行研究が存在する。また、筆者は前稿（二〇一三）において、管志道の思想の特色は、自己の内部に規範を

求める朱子学・陽明学とは異なり、洪武帝が定めた法という自己の外部に規範を求める点にあり、管志道の理想は皇帝を頂点として人々がそれぞれの職分の中だけで生きる世界であったことを論じた。そして、管志道の理想世界における士大夫とは、朱子学や陽明学で理想とされるような主体的に政治を行ってこうとする存在ではなく、天子が定めた法に従属的に動く存在であったことを明らかにした。

次に問題となるのは、管志道が上記のような理想を掲げるに至った原因・背景である。従来の研究では管志道の思想形成については、明代後期における三教合一の流行から分析を試みるものが多かった。三教合一の流行が管志道の思想形成に大きな影響を与えたのは確かであろう。しかし一方で、先行研究においては管志道個人の履歴からその思想形成をたどるという作業が軽視され、管志道の経歴について、自伝的詩文『朱歩吟』および墓誌銘（焦竑『焦氏澹園統集』巻二四「廣東按察司僉事東溟管公墓誌銘」、行状（錢謙益『牧齋初学集』卷四九「湖広提刑按察司僉事晋階朝列大夫管公行状」という管志道の晩年および死後に編纂された史料が鵜呑みにされて来た。思想形成時期の管志道の履歴を見るためには、より早い年代に編纂された史料に基づく必要がある。しかし、荒木（一九七九）によれば、管志道は万曆十六年以前は文章を残すことに消極的だったという。確かに、例えば尊経閣文庫に所蔵されている管志道の全集『管東溟先生全集』全六十六冊の中で、万曆十六年（一五八八）以前の序を持つのは『奏疏稿』一冊のみである。^①『奏疏稿』は管志道の上奏文集であり、これまで思想史を中心に進められてきた管志道研究においてはあまり重視されてこなかった。確かに『奏疏稿』に収録されている上奏文から管志道の早期の思想を抜き出すとしたら単純のきらいがあるが、逆に万曆十六年以前は文章を残すことに消極的だったとされる管志道になぜ万曆十六年以前の序を持つ上奏文集が存在するのかという切り口から、思想家として活躍する前の管志道の思想形成と立ち位置を描くことは可能だろう。

そこで本稿では管志道『奏疏稿』につけられた序文を手掛かりに、管志道の思想形成を検討する。後述するように『奏疏稿』に自序はないが、万曆十三年（一五八五）から万曆十五年（一五八七）にかけて五人の人物が書いた序文が残ってい

る。各序文の中で管志道の事績として大々的に取り上げられているのが、万曆五年（一五七七）の張居正（一五二五～一五八二、湖広江陵の人、嘉靖二十六年進士）奪情問題である。小野（一九九六）や韋慶遠（一九九九）、呉震（二〇〇三）が張居正奪情問題の記述の中で反張居正側の人物として管志道を登場させるように、管志道は張居正を批判する立場にあったとされてきた。ゆえに荒木（一九七九）は官僚としての管志道について、権力者を批判した不屈の官僚として描き、政界から離れた後は内面性を高めて独自の思想を形成したと論じた。管志道が奪情問題で張居正批判を行ったがゆえに政治的に挫折し、政界から距離を置いたという荒木氏の見解は魏月萍（二〇一六）と呉孟謙（二〇一七）にも共通する。しかし、曾光正（一九九六）が指摘するように、管志道と張居正は泰州学派や私的な書院での講学活動に否定的であるという点で共通しており、両者は思想的に必ずしも隔たっていたわけではない。また、中（一九九四）や鄧志峰（二〇〇四）が明らかにしたように、管志道の周囲の人物、例えば学問上の師である耿定向（一五二四～一五九七、湖広麻城の人、嘉靖三十五年進士）や友人である沈懋学（一五三九～一五八二、南直隸宣城の人、万曆五年状元）などは張居正奪情問題では張居正に追従したり日和見したりしていた。管志道が耿定向や沈懋学の立ち位置と大きく齟齬をきたしていたとは考えにくい。本稿では『奏疏稿』の成立過程とそこに附された序文の内容を検討することで、張居正奪情問題における管志道の立ち位置と張居正没後に『奏疏稿』各序文がどのような思惑のもとに作成されていたのかを明らかにし、管志道の思想形成と政治的立場の関係を論じる。

① 管志道の著作については呉孟謙（二〇一七）に解題がある。

一 張居正奪情問題と管志道の政治人生

最初に、張居正奪情問題および管志道の政治人生の概要を紹介する。張居正奪情問題とは、万曆初年の政治を牛耳っていた内閣首輔張居正が父の喪に服さずに職務を続けたことを五人の官僚が批判し、五人が廷杖という超法規的な杖刑に処

されたことを指す。万暦五年九月、張居正の父が亡くなったという知らせが北京に届いた。父の死によって張居正は本来、三年間の喪に服するため職務を離れて地元に戻らなくてはいけなかったが、官界では張居正を奪情するべきだという声があった。奪情とは、重要な職務にあたっていている者を天子が喪に服させずに職務を続けさせることである。当時十五歳の神宗（在位：一五七二～一六二〇）は張居正に奪情を命じ、張居正は内閣首輔の座にとどまることになった。これに怒った翰林院編修吳中行（一五四〇～一五九四、南直隸武進の人、隆慶五年進士）、翰林院檢討趙用賢（一五三五～一五九六、南直隸常熟の人、隆慶五年進士）、刑部員外郎艾穆（湖広平江の人、嘉靖三十七年挙人）、刑部主事沈思孝（一五四二～一六一一、浙江嘉興の人、隆慶二年進士）が翌十月に張居正の奪情を批判し、廷杖に処されることになった。さらに四人の廷杖に怒った刑部觀政進士鄒元標（一五五一～一六二四、江西吉水の人、万暦五年進士）も奪情批判の上奏を提出し廷杖を受けた。廷杖後、翰林院の二人は官僚身分を剝奪され、刑部の三人は充軍となり辺境に送られた。さらに奪情に穩便に反対したり、五人を庇ったりした官僚たちも左遷されたり罷免されたりするなどの憂き目にあつた。万暦十年（一五八二）に張居正が亡くなった後、廷杖を受けた五人を初めとする奪情問題で失脚した人々が官界に復帰していく。

管志道は隆慶五年の進士であり、初任官は南京兵部主事であつた。万暦二年（一五七四）、父が亡くなったため、管志道は喪に服するために職務を離れる。万暦五年、喪が明けた管志道は復職のために上京するが、あいにく六部主事のポストが空いておらず、しばらく北京でポストが空くの待つことになった。張居正奪情問題が起つたのはちょうど管志道が北京でポスト待ちをしているときだった。焦竑が執筆した墓誌銘によれば、奪情問題発生後、管志道は張居正が座主^②であることを理由に批判をためらうが、沈懋学と奪情批判の上奏を約束していたため、奪情批判への関与を疑われたという。錢謙益が執筆した行状によれば、沈懋学・趙用賢とともに奪情に怒つた管志道は二人が執筆した上奏文に助言を行い、また、趙用賢の廷杖後は沈懋学に辞任するよう助言したという。その後、万暦五年十一月に管志道は刑部主事となる。

万暦六年（一五七八）二月、管志道は神宗に親政を促す「為直陳緊切重大機務懇乞聖明稽祖訓酌時宜博謀独断以恢聖知

事」^③（以下、「祖訓疏」を上奏する。「祖訓疏」は①復議政之規、②務講筵之美、③闢進言之路、④公銓擢之法、⑤釐巡察之弊、⑥処宗室之繁、⑦定河漕之策、⑧杜辺陲之費、⑨核取士之制という九点の提言から構成され、張居正の政治に対する批判を意図していたという^④。同年九月に管志道は員外郎に昇進、また十一月には広東按察司僉事になる。刑部員外郎から広東按察司僉事というのは昇任人事であるが、墓誌銘はこの人事は「祖訓疏」において巡按御史を批判した管志道を地方官にすることで巡按御史から弾劾を受けさせようという張居正がしかけた罫であるとする。広東に赴任した管志道は巡按御史龔懋賢（一五三九—一五九八、四川内江の人、隆慶二年進士）と対立し、万曆七年（一五七九）五月には降一級処分、万曆八年（一五八〇）正月には塩課司提挙に降格させられる。さらにその直後の考察で管志道は「老疾」として罷免される。行状によれば、管志道は致仕を願う上奏をしていたにもかかわらず、吏部尚書王国光（一五二二—一五九四、山西陽城の人、嘉靖二十三年進士）が管志道の上奏を握りつぶしたという。

張居正の死後、何度か官界復帰の推薦を受けた管志道は、万曆十四年（一五八六）二月に広東按察司僉事として致仕という待遇の変更を受ける。その後、万曆十九年（一五九二）に尚宝司丞周弘禴（湖広麻城の人、万曆二年進士）が管志道を辺境対策の人材として推薦し、管志道は湖広按察司僉事靖州天柱兵備道に任命される。しかし、管志道は万曆二十年（一五九二）に赴任途中の江西湖口で致仕を願い、回籍聴用となる。以後、万曆二十一年（一五九三）に『周易六龍解』を発表した管志道は、蘇州を拠点として在野で言論活動を行うようになる。

宗実録』卷七三、万曆六年三月壬子朔条にも①復議政之規、②務講筵

- ① 廷杖については岩井（二〇一一）参照。
 ② 座主とは科擧を受けた時の試験官を指し、試験官と受験生は師弟関係を結ぶ。

之美、③闢進言之路、④公銓擢之法、⑥処宗室之繁、⑦定河漕之策、⑧杜辺陲之費、の七項目の要点が記載されている。

- ③ 『奏疏稿』巻一収録。この上奏文は『万曆疏鈔』や『皇明経世文編』にも収録されている。『万曆疏鈔』巻二「乞稽祖訓酌時宜以恢復治疏」、『皇明経世文編』巻三九九「直陳緊切重大機務疏」参照。『神

④ 神宗の指示および覆議の内容については管志道『奏疏稿』巻一、『神宗実録』卷七三、万曆六年三月乙亥条を参照。

二 管志道『奏疏稿』序文の奪情劇

(一) 管志道『奏疏稿』の構成と序文

管志道が張居正批判を行ったとされる「祖訓疏」が収録されているのが『奏疏稿』である。管見の及ぶ限り、『奏疏稿』は現在、尊経閣文庫、国立公文書館（内閣文庫）、中国国家図書館が所蔵している。尊経閣文庫が所蔵している版本は管志道の全集『管東溟先生文集』中の一冊である。国立公文書館が所蔵している版本は『周易六龍解』と一緒に綴じられている。中国国家図書館が所蔵している版本はマイクロフィルムで閲覧できる。どの版本も本文部分は左右双辺、上黒魚尾、半葉十行、一行十九字、二字抬頭であり、収録されている本文に違いはない。

まず、『奏疏稿』の構成は下記の通りである。

序文（後述）

病疏附（万曆七年八月二十九日）

卷一 「為直陳緊切重大機務懇乞聖明稽祖訓酌時宜博謀独断以恢聖知事」（万曆六年二月二十六日）

卷二 「為遵勅論申憲綱以正風紀事」（万曆六年十二月十六日）

卷三 「為再陳風紀未尽事」（万曆七年六月二十一日）

卷四 万曆十八年尚宝司丞周弘禴の管志道推薦の上奏・覆奏

卷五 万曆二十年の管志道の致仕関連の上奏・覆奏

一見してわかるように、卷三以前は上奏文一本で一卷が構成されるのに対し、卷四・五は複数の人物・機関の上奏文から構成される。特に卷四には管志道の文章は全く収録されていない。

次に『奏疏稿』の序文であるが、各版本によって収録内容が異なる。もともと多くの序文を収録しているのは尊経閣文庫所蔵本であり、左記の通りである。

馮時可 「管東溟先生刑曹疏議序」^①（万曆十三年三月朔日）（以下、馮時可「序」）

馮時可 「跋」^②（万曆十四年三月八日）

王世貞 「管比部奏疏序」^③（年月不明）（以下、王世貞「序」）

張鼎思 「題管觀察疏議綴言簡端」（万曆十五年十月）（以下、張鼎思「題」）

夏道初 「題管東溟先生疏草後」（万曆十五年十一月）

張浩 「万言書草綴言」（万曆十五年九月）（以下、「綴言」）

張浩 「補綴」（万曆十五年十月朔日）

一方、中国国家図書館所蔵本には序文はなく、国立公文書館所蔵本は王世貞の序文のみ収録する。

以上の『奏疏稿』の構成と序文の年月から、管志道の全著作の解題を作成した呉孟謙（二〇一七）は巻一―三は万曆十五年に刊行され、現在の『奏疏稿』は増補されたものであると見なしている。また、行状に管志道の著作として「刑曹疏議四卷」が挙げられていることも指摘し、ただその内容構成は不明であるとしている。つまり、呉氏の見解によれば、現行の『奏疏稿』の成立以前に、万曆十五年の上奏文三本を収録した奏議が刊行されたということになるが、上記の各序文で奏議の刊行について言及しているものはなく、万曆十五年に奏議が刊行されたかどうかは決め手にかける部分がある。

そこで『奏疏稿』の成立を再検討するために、まずはそれぞれの序文のタイトルに注目する。馮時可「序」と王世貞「序」のタイトルには「刑曹」・「比部」とあるのに対し、張鼎思「題」のタイトルには「觀察」とある。この差異については、執筆時期が万曆十四年二月の広東按察司僉事の肩書の復活以前か以後かの違いに由来すると推測できる。したがって、年月不明の王世貞「序」は万曆十四年二月以前に執筆されたと考えられる。「綴言」の「万言書」というのは「祖訓

疏」のことである^⑦。さらに、各序文の内容面を見ると、馮時可「序」と王世貞「序」は「祖訓疏」についての言及しか行っていない。一方、張鼎思「題」は「祖訓疏」だけではなく按察司僉事時代の上奏にも言及するとともに、タイトルから明らかに「綴言」を見て書いている。よって、万曆十三〜十四年に馮時可・王世貞が「祖訓疏」を見て、万曆十五年張鼎思が「奏疏稿」巻一〜三収録の上奏文および「綴言」を見て、それぞれ序文を執筆したことは確実であろう。ただし、それが刊行を意味していたかどうかは不明である。万曆十三〜十五年に管志道もしくは管志道の周囲が蘇松地方に在住していた有名人に管志道の上奏文を見せて序文を執筆してもらっただけでも考えられる。その後、管志道の没後に行状が書かれたのは崇禎元年（一六二八）である。また、清代の黃虞稷『千頃堂書目』巻五には「管志道比部奏議四卷（一作刑曹政議五卷）」とある。崇禎元年時点では現行の『奏疏稿』のような五卷本は存在しなかったが、清代になると五卷本も存在していたようである。以上の事象を整理すれば、『奏疏稿』の成立については、万曆十三〜十四年に馮時可・王世貞が「祖訓疏」を見て序文を執筆→万曆十五年張鼎思が現行の『奏疏稿』巻一〜三収録の上奏文および「綴言」を見て序文を執筆→四卷本として管志道の奏議が編纂される（崇禎元年以前）→五卷本（現行の『奏疏稿』）が編纂されるという順番であろう。

（二）張浩「万言書草綴言」の事情劇

現行の『奏疏稿』の序文の中で、馮時可は万曆十三年に序文を執筆したにもかかわらず、翌年にも跋文を執筆している。なぜ馮時可は二度も管志道の上奏文の序文を執筆したのか。それに関して馮時可は「跋」の中で次のように述べる。

わたしは去年、管志道の疏草に序文を書いたが、彼と趙用賢のやり取りしか知らなかった。最近、彼が張居正と対立した詳細を知って、それをすっかり書かなかったことが恥ずかしく思われる^⑩。

馮時可「序」では、奪情問題の描写は次のようになっていいる。

万曆五年冬、わたしは兵部にいたが病床にあった。その時、趙用賢たちは故内閣大学士張居正が喪に服さないことを批判し、廷杖を受けて流された。同僚が家にやって来てその事件について語り、また「管君も上奏して攻撃しました」と言った。わたしは驚いて「本当ですか。管君はポスト待ちでまだ職を得ていませんですよ。ほかの人はともかく、彼がしますかね」と言った。数日後、また同僚がやって来て、「確かに管君は上奏していませんでした。ただ管君はいつも趙用賢の家に入り出して一緒に激怒していて、趙用賢が批判の上奏をすると、前後して「親友のために宰相にさからうことはあっても、宰相のために親友を疎んじることはできない」と言っていました。張居正は（管志道を）恨まずにはいられないでしょう」と言った。^⑩

上記の「序」の奪情問題描写には不足があったために馮時可は補足として「跋」を書いたという。

では、当時の管志道自身の奪情問題についての認識はどのようなものだったのであろうか。それを伝えるのが張浩「綴言」である。「綴言」に出てくるエピソード、例えば廷杖の前日に管志道の母が隕石落下の幻聴を聞いた、張居正と盟友関係にあった宦官馮保が「祖訓疏」を読んで廷杖を後悔した、という話は、管志道が自らの母の壙記に書いた内容と一致している。^⑪「綴言」は弟子による師匠の顕彰というより、管志道の奪情問題の認識そのものを表しているといえよう。「綴言」は内容面から、執筆動機、奪情問題、「祖訓疏」の提出、管志道の政界における挫折、管志道の現状という五つの部分に分けられる。本節においては執筆動機と奪情問題の部分を紹介する。

まず、執筆動機について。張浩は南直隸常熟の人であり、廷杖を受けた趙用賢とは同郷である。張浩は奪情問題当時、まだ管志道に会ったことがなかったが、管志道が張居正を批判したという噂を聞いて関心を持っていた。後に管志道に師事することになり、万曆五年の奪情問題の話を暇なときに聞くことができた。管志道から聞いた話は『星変志』（後述）

や『江陵遺事』（未詳¹³）などの野史に不記載のものがあつたという。次に奪情問題の描写に關しては、以下にあらすじをまとめた。

張居正は地位を失うことを恐れて、錦衣衛の徐爵を通じて馮保に賄賂を贈り、神宗に奪情するよう要請させた。当時、管志道はポスト待ちで北京にいた。ある晩、同年の家で宴会が開かれ、一同は張居正の悪口で盛り上がった。趙用賢が憤って「張居正はずっと君主をないがしろにしてきたが、今回は父までもないがしろにしている。黙っていられるか」と声を荒げた。管志道はなだめ役となっていたが、一同は管志道も何か関係していそうだと勘付いた。実は、趙用賢は事前に奪情批判について管志道に相談しており、管志道は趙用賢に「座主を批判するのは人情としてどうか。もう少し待とう」と助言をしていた。次の日、沈懋学が奪情批判の相談にやって来て、管志道は「早く言わないと別衙門にした。また次の日、試御史涂杰（江西新建の人、隆慶五年進士）も相談にやって来て、管志道は「早く言わないと別衙門に先を越され、言官として恥だろう」と助言した。涂杰はそこで鄭銳（南直隸涇県の人、隆慶五年進士）と一緒に張居正批判の上奏を行おうとしたが、年老いた親がいるので断念した。一方、沈懋学が趙用賢のもとに相談しに行くと、吳中行がやって来て、「三人一緒に死ぬのは国辱だ。あなたは我々二人を優先して、後でがんばりなさい」と言った。そこで沈懋学は奪情批判の上奏文を執筆し、管志道に見せた。

趙用賢・吳中行の奪情批判の上奏文が提出され、刑部の艾穆・沈思孝も続いた。たまたま暫定的に刑罰が停止されていたが、管志道は廷杖を予感した。詹事王錫爵（一五三四～一六一四、南直隸太倉の人、嘉靖四十一年探花）は張居正の行動を快く思っていなかった。管志道は王錫爵に手紙を送って申時行（一五三五～一六一四、南直隸長洲の人、嘉靖四十一年状元、当時は礼部右侍郎）と一緒に趙用賢らを助けるよう助言し、王錫爵は翰林院の部下を率いて張居正に懇願したが、張居正は聞き入れなかった。その後、四人が廷杖されると、王錫爵の名声は高まった。続いて鄒元標が奪情批判の上奏を行い、

同じく廷杖されたが言辭は一番激烈であった。趙用賢・吳中行が廷杖を受けようとした時、沈懋学は吳中行・趙用賢との上奏の約束を果たすため、自身の上奏文を提出しようとするところ、同郷の座主に持ち去られてしまった。そこで管志道は手紙を書いて「早く辞任して二人に謝りなさい」と助言し、沈懋学は辞任して地元に戻り、そのまま亡くなった。

廷杖の前日、管志道の母は寝付けずにいた。深夜に隕石が屋根に落ちた音を聞いたが、朝になってみると何もなかった。母からこのできごとを告げられた管志道は動揺した。また、管志道に上奏を勧める人がいた。管志道は「わたしには官守がないし、わたしには言論の責任はない。来年の大婚後に天子が万機を総攬するよう勧める者が必要だが、六科給事中と監察御史が口をつぐんでいるので、わたしになるだろう」と答えた。管志道は張居正を弾劾しなかったが、趙用賢らが災難を受けた中で周弘禴¹⁶・陶允宜（浙江会稽の人、万曆二年進士）¹⁷・甘雨（江西永新の人、万曆五年進士）¹⁸・朱維京（一五四九〜一五九五、江西万安の人、万曆五年進士）¹⁹・曾乾亨（江西吉水の人、万曆五年進士）らと一緒に支援活動を行っていたため、張居正の手下に監視されるようになった。さらに沈懋学を唆したのは管志道で、甘雨の趙用賢・吳中行を弁護する上奏を代筆したのも管志道だと張居正に告発する者がいたため、張居正は管志道を特に憾むようになった。²⁰

「綴言」の中では、管志道は奪情に批判的な人々の相談役を務め、さらには奪情問題で名声を高めた同郷の王錫爵の行動は実は管志道に動かされたものであることになっている。

(三) 管志道の立場——我無官守、我無言責——

上記のような奪情問題の描写が事実であるかどうかは不明であり、むしろさながら小説のようであり、信憑性は高くない。しかし、「綴言」の描写からは万曆十五年前後の管志道が奪情問題中における自己の立場をどのように位置付けようとしていたのかを読み取ることは可能である。「綴言」の中には奪情問題で廷杖を受けて名をあげた趙用賢・吳中行、二

人を助けようとして名をあげた王錫爵だけではなく、沈懋学や涂杰・鄭銳といった奪情を批判しようとして批判できなかった人物が登場する。涂杰・鄭銳は年老いた親の存在のために上奏を諦めた。趙用賢・吳中行との約束を果たせなかった沈懋学は官界を去ってまもなく亡くなる。「綴言」中では廷杖を受けた趙用賢らと同列に沈懋学や涂杰らが扱われている。これらの奪情批判を行いえなかった登場人物たちは管志道の立場を映す鏡であった。後年、吳中行への祭文において管志道は「時の同志たちは、きみ（吳中行）と趙用賢がまっすぐでかしいのを称賛し、沈懋学とわたしが迂闊でばかなのを嘲笑していた」と述べている。また、「綴言」中には管志道の母も登場し、涂杰らが老親の存在で批判を諦めたこととの関連を匂わせている。さらに、「祖訓疏」提出のタイミングは、神宗の大婚の直後、張居正の一時帰郷の直前という非常にあわただしい時期だった。つまり、管志道も師である耿定向や友である沈懋学と同様に、張居正奪情問題において保身を優先したのである。

管志道のために弁護するとすれば、奪情批判をできない理由はいくつかあった。まず、馮時可「序」にあるように、管志道は職務復帰のためにポストの空き待ちの状態であった。また、「綴言」に描かれているように、当時は管志道の母が息子の身を案じて不安定な心情にあった。しかも張居正は管志道の座主であり恩義もある。確かにこれらの理由があれば、内閣首輔批判を行って政治人生どころか生命の危険を冒すことを避けるのもやむをえないといえる。

しかし、管志道は奪情問題と無関係ではいられなかった。管志道は奪情批判の翰林官たちや刑部の官僚たちと浅からぬ因縁を持っていた。当時の管志道は吳中行とはそれほど親しくなかったが、沈懋学・趙用賢とは切っても切れない仲であった。趙用賢・吳中行と上奏を約束しながら果たさなかった沈懋学とは、進士及第以前の付き合いがあった。嘉靖四十三年（一五六四）、郷試に落第した管志道は師匠である南直隸提学耿定向に命じられて他の落第答案をチェックしていた。その時に沈懋学の答案を読んで感動し、耿定向に請願して沈懋学を南京に呼び寄せ、一緒に勉学に励むこととなった。その後、奪情問題が起こる前後には、沈懋学と管志道は北京で近所に住み、頻繁に行き来していたという。また、実際に奪

情批判を行って廷杖を受けた趙用賢とは単に同年であっただけではなく、管志道がポスト待ちで北京に待機している間に、趙用賢は自らの子弟を管志道に師事させていた。²⁶ いわば、無職の管志道を塾講師として雇用してあげていたのである。ゆえに趙用賢・吳中行が廷杖された時、管志道の母は「同年の趙さんはかわいそうなこと。父母に授けられた肉体に叩かれる痛みを受けて、生死すらどうなるかわからない」と趙用賢だけを名指しで同情していたという。²⁷

さらに管志道は万暦五年十一月に刑部主事のポストを得るが、それは艾穆・沈思孝が廷杖されて官界から追放されて、刑部のポストに空きが出たためである。奪情批判者と深く交際していた管志道が奪情批判者の官界追放によってポストを得るといふ皮肉な人事が行われたのである。また、廷杖を受けた刑部觀政進士の鄒元標とは少なくともこの年の八月に有名な陽明学者羅汝芳（一五一五―一五八八、江西南城の人、嘉靖三十二年進士）²⁸ が開催した講会で同席している。管志道は刑部の奪情批判者とも無関係でいらなかったのである。

このように奪情問題、とりわけ奪情批判の人士たちと関係のあった管志道に対して、奪情批判の実行を勧める人物がいたことを「綴言」は述べている。「綴言」では名前が明示されていないが、これは「綴言」において管志道と共に廷杖された人々の後方支援にあたった一人である曾乾亨のことである。²⁹ しかし、友人である曾乾亨の勧めに対して管志道は「わたしには官守がないし、わたしには言論の責任はない」と断っている。³⁰ これは保身の極致のような言葉であるが、その一方で万暦二十年代以降、言論活動を活発に行うようになったころの管志道のスタンスと通底するものがある。前稿で論じたように、後年の管志道は政治における言論活動は科道官（六科給事中・監察御史）だけが担えばよく、しかも科道官も言論活動マニュアル『言責要覽』³¹ に挙げられた問題が起ったときだけ言論活動を行うべきだと主張している。そして、管志道は刑部主事時代や広東按察司僉事時代に身の程をわきまえない言論をしたことに懺悔の気持ちを表していた。³² 思想上の論敵である東林党が誰もが言責を担っていると考えたのに対し、管志道が科道官以外の言責を認めようとしなかったのは、奪情問題において奪情批判の人士と深い関係を持ちながらも保身を優先したという管志道の個人的な政治体験に強く

裏打ちされていたと考えられる。

- ① 馮時可『馮元成選集』卷一三「管登之刑曹疏議序」に同文が収録されている。馮時可は南直隸華亭の人、隆慶五年進士。
- ② 馮時可『馮元成選集』卷三「管東溟草跋」に同文が収録されている。
- ③ 王世貞『弇州山人統稿』卷五三「管比部奏疏序」に同文が収録されている。王世貞（一五二六―一五九〇）は南直隸太倉の人、嘉靖二十六年進士。
- ④ 一五四三―一六〇三、南直隸長洲の人、万曆五年進士。
- ⑤ 管志道の弟子と思われるが詳細は不明。
- ⑥ 南直隸常熟の人、管志道の弟子。吳孟謙（二〇一七）参照。
- ⑦ 管志道『惕若齋集』卷四「祭沈状元少林丈文（壬午）」「居無何、天子大婚禮成、余亦進万言書、勸攬万機、下該部議。」
- ⑧ 『万曆』嘉定臬志』卷三「尊經閣書籍」は万曆三十一年（一六〇三）に嘉定知縣韓浚により県学に増入された書籍として、「憲章録・憲章余録・惕若齋集・師門求正録・七九問辨牘・統問辨牘・從先維俗議・理要酬語録・源教論評・講余録・周易六龍解」という管志道の著作と思われるものを列挙している。この中に「奏疏稿」に類する書籍が見られないのは、万曆三十一年当時も「奏疏稿」の内容を載せた書籍が未刊行状態であったことを示唆するかもしれない。
- ⑨ 万曆十二年に馮時可は致仕、王世貞は回籍聴用になっている（『神宗実録』卷一四九、万曆十二年五月癸未条、卷一五一、万曆十二年七月己卯条。張鼎思は当時、母の喪に服していた（申時行『賜問堂集』卷二五「通議大夫江西按察司使張公暨配封淑人王氏合葬墓誌銘」）。
- ⑩ 馮時可「跋」「余往歲叙管丈疏草、知其与趙太史相絳繡。而近復得其詆悟相之状、媿所叙未悉也。」
- ⑪ 馮時可「序」「万曆丁丑冬、余臥痾兵曹、時趙太史諸君疏論故相江陵不服憂、得旨杖遣、郎有過語其事、且曰、「管君亦投草交戟矣」。予駭曰、「信乎。管君需選次、未除也。有他人談說、渠且已乎」。居數日、郎復過云、「信矣。無管君草。第管君雅故出入趙太史、相与發憤懣、太史抗疏、為之先後曰、「寧以知己忤相臣、無寧以相臣疏知己也」。江陵蓋不能無衛。」
- ⑫ 管志道『惕若齋集』卷四「勅封安人先妣錢氏擴記」。
- ⑬ 黃虞稷『千頃堂書目』卷五によれば支大綸の著作か。また、北京大學圖書館所蔵の抄本『晚香堂筆記』は「劉瑾遺事」・「江陵遺事」・「嚴嵩遺事」・「客魏遺事」の四種類、書物を収録するようであるが見え、二人とも試御史になったばかりだった。『神宗実録』卷六六、万曆五年閏八月甲辰条参照。
- ⑭ 彗星出現のため、神宗は齋戒しており、刑罰の執行が停止されていた。『神宗実録』卷六八、万曆五年十月戊子条、庚子条参照。
- ⑮ 周弘論の支援活動は艾穆『艾熙亭先生文集』卷四「恩讜記」で確認できる。
- ⑯ 陶允宜は奪情問題直前に鄒元標と友人になった（陶允宜『鏡心堂草』卷一一「送寅丈鄒爾瞻遷司封序」）。
- ⑰ 甘雨の支援活動は鄒元標『願学集』卷四「別甘子開憲副序」で確認できる。
- ⑱ 管見の及ぶ限り、奪情問題当時の朱維京と廷杖された五人の直接的な関係は不明である。なお、朱維京の妻は陽明学者鄒守益の娘で、嫁も鄒守益の孫娘であった（子慎行『穀城山館文集』卷二三「明故光祿寺丞訥齋朱公墓誌銘」）。
- ⑳ 張浩「綴言」「当江陵遭父喪也、慮解相位、呼其私人縱騎徐爵、厚路權璫馮宝、諷以先朝奪情事例、密請天子詔留之。於是、閣部台省、

相繼勸請。師時以南駕部郎、闕服需次都下。一夕、与趙太史共集一同年邱譚会、微譚国事、及江陵欺君誤国之罪、相对吁嗟吐瀝。太史投箸奮袂曰、「江陵久矣無君、今復無父、可嘸嘸已乎」。辞色俱厲、師若規若諷、間出激語、坐中已窺師之共計江陵矣。先是、太史以羅彝正之拳謀諸師。師与太史、俱江陵所拳礼闈士也。師語太史曰、「拳世庇座主、而吾儕論之、奈人情何。祖宗養士二百年、而衙門豈無一人義士。蓋少待諸」。次日、沈太史少林（諱懋学）、又次日涂待卿念東（諱杰）、俱就師密議茲事。師語沈曰、「兄方就書中秘、即欲為羅彝正耶。大事也、勿草草。可与趙太史熟計之」。語涂曰、「兩衙門、正缺此拳、赴義若渴、兄不早言、別司必有先之者、將為台省諸公羞」。涂振衣起、亟歸具草、擬与鄭侍御雲石（諱銳）同上、念親老無嗣、不果。而沈則走趙、謀合、正擬議聞、而吳太史復菴（諱中行）至。吳亦江陵拳士也。謂沈曰、「子枳褐曾幾時、尚不憂一死。吾義不得後君而死。然三臣同死一疏、辱国矣。子姑讓吾兩人、而黜凶後効」。沈曰、「諾。脫有不測、必無声。二先生冤者。二先生衝鋒、我将殿退」。即預具救疏、以待出草諸師。師曰、「事不可中止矣。昔桃源三義誓同日死、永不相負。兄与兩君子、奚讓焉」。沈亦曰、「諾」。二太史疏上、艾比部熙寧（諱穆）・沈比部繼山（諱思孝）繼之。会有国醜停刑、候旨三日不下。師頻感曰、「廷杖之勢成矣。恨無回天力、可若何」。時則今少師茂苑中公為正詹、宮傳太原王公掌史館。太原故不善江陵所為、預聞三太史之謀。師以書諷太原、約茂苑營救于江陵所、大略云、「今日之事、止言綱常、猶類書生恒談、第上書頌功德、漸不可長、故二兄之疏、其功尤尚於一峰先生也」。太原為率同館、詣江陵救解、弗聽。四君子竟杖闕下、太原以此名高一世。統有鄒進士南阜（諱元標）袖疏立杖、視四君子杖畢上之、甘死如飴、語尤激烈、有旨弗殺、徒杖遺例。蓋天祐奇男子哉。二太史將杖時、沈太史策馬向闕、踐前語、而同里座主、給索其美封持去、弗獲上。師乃貽之書曰、「兄速告休、以謝兩君子矣」。沈遂引疾帰、掃四

載、齋志以没。師嘗為（浩）言、諸君子廷杖前一夕、太夫人伏枕不寐、子分怒聲震若巨石墮者三、從屋脊墜地。晨起之際、無有也。太夫人驚以語師、師亦心動、默自念曰、「此天以唇齒休戚之兆、示我耳」。所知亦有以此拳勸師者。師曰、「我無官守、我無言責也、何急為。宇宙大矣、功何必悉自己出。天子春秋富、明春大婚、必有勸攬万機者。台省既結舌、是將在我」。師雖不共諸君子彈江陵、而諸君子危難中、唱和同志、若周民部二魯（諱翰・陶比部蘭亭諱允誥、甘翰吉義諱諱雨）・朱廷平訥齋（諱維京）・曾進士健齋（諱乾亨）等、奔走周旋、防預後事、輒為江陵耳目偵去。復有効款江陵者謂、沈太史累書督過江陵父子、俱出師意、又為甘翰古代草救二太史疏、而日与太原詆江陵不法事。故江陵銜師特甚、而師亦無秋毫無顧忌、以避讒鋒。」

⑲ 涂杰の母の墓誌銘には「既光祿選為監察御史、偶以事不得其言、乃凶請告」（鄧以讚『鄧定宇先生文集』卷四「封太孺人涂母陳氏墓誌銘」）とあり、涂杰が試御史になったあとすぐに乞休したことが見える。

⑳ 管志道「惕若齋集」卷四「祭吳少詹復菴年兄文（乙未）」「一時同志者、靡不壯君与趙汝師之直而智、晒沈君典与余之迂而拙也。」

㉑ 張居正奪情問題によつて廷杖された人々が瀕死の重傷を負つたことは、艾穆「艾熙亭先生文集」卷四「恩讜記」参照。

㉒ 管志道「惕若齋集」卷四「祭沈元少林丈文（壬午）」「当嘉靖中、余与君典相望為校官弟子員、並以裨芸有聞。甲子秋、落榜。督学使者楚侗耿先生、檄余明道書院論学、暇則令緝檢南閣落卷。余因得君典五策、其一攻近時談学之弊、刺入膏肓、思若天馬步虛、不可控馭、自嘆以為不及、請於耿先生、召致書院砥礪、余之識君典自此始。……暨万曆丁丑春、君典以狀頭及第、而余亦起復至都下。時部司壅甚、余需次半年、最閑、適得恣与故旧往還、而君典所儼邸舍、与余櫛比而居、公余輒却騶從、以角巾芒屨相過訪款談、微及性命、溥及古今塵寰内外事、

載、齋志以没。師嘗為（浩）言、諸君子廷杖前一夕、太夫人伏枕不寐、子分怒聲震若巨石墮者三、從屋脊墜地。晨起之際、無有也。太夫人驚以語師、師亦心動、默自念曰、「此天以唇齒休戚之兆、示我耳」。所知亦有以此拳勸師者。師曰、「我無官守、我無言責也、何急為。宇宙大矣、功何必悉自己出。天子春秋富、明春大婚、必有勸攬万機者。台省既結舌、是將在我」。師雖不共諸君子彈江陵、而諸君子危難中、唱和同志、若周民部二魯（諱翰・陶比部蘭亭諱允誥、甘翰吉義諱諱雨）・朱廷平訥齋（諱維京）・曾進士健齋（諱乾亨）等、奔走周旋、防預後事、輒為江陵耳目偵去。復有効款江陵者謂、沈太史累書督過江陵父子、俱出師意、又為甘翰古代草救二太史疏、而日与太原詆江陵不法事。故江陵銜師特甚、而師亦無秋毫無顧忌、以避讒鋒。」

忘其身在于市朝也。」

②6 管志道『楊若齋集』卷四「祭趙少宰定宇年兄文（丙申）」「迨丁丑、公在史館、方有名、為座主江陵張公所重、而余以部郎起外艱、需次於都下、公遣子弟以經術師余、嗣是情好日篤。」

②7 管志道『楊若齋集』卷四「勅封安人先妣錢氏擴記」「俄而廷杖之報至、吾母泣然曰、「可憐趙同年。以父母所生骨肉、受此痛楚、存亡難保也。」

②8 管志道『楊若齋集』卷二「祭誥封江母李太恭人文」「当余之復除比部郎也、正得今沈右都繼山・艾僉都照亭杖後之缺。」『楊若齋集』卷四「勅封安人先妣錢氏擴記」「是時、比部艾員外郎照亭・沈主事繼山俱以廷杖削籍、乃得補本部貴州司主事之缺。」

②9 管志道は嘉靖四十三年に南京で羅汝芳と知り合った（曹胤儒『盱壇直詮』）。

③0 鄒元標『仁文講義』「丁丑、羅近溪先生入賀、予輩會於寺中。時大會、先生聞東溟兄言、即叩首曰、「我兄說的是。」なお、この講会は羅汝芳の致仕、ひいては張居正による書院の破壊につながる。また、沈懋学が張嗣修（張居正の息子）を連れて羅汝芳の講会に参加したところ、羅汝芳が僧侶と雑談ばかりしていることに張嗣修は失望し、息

子から羅汝芳の講会の実態を聞いた張居正は沈懋学を叱責したという。吳震（二〇〇三）、中（一九九二）参照。

③1 管志道『楊若齋集』卷四「祭曾大理少卿健齋丈文（乙未）」「君嘆言路結舌、嘗徐余以羅舜正之拳、余辭曰、「我無官守、我無言責也。越樽俎而代庖、我將為名乎」。君嘿然首肯、而日与余為廷杖五君子、多方求援、不避嫌謗。」

③2 出典は『孟子』「公孫丑」下「孟子謂蚺鼈曰、「子之辭靈丘而請士師、似也、為其可以言也。今既數月矣、未可以言乎」。蚺鼈諫於王而不用、致為臣而去。齊人曰、「所以為蚺鼈、則善矣。所以自為、則吾不知也」。公都子以告。曰、「吾聞之也。有官守者、不得其職則去。有言責者、不得其言則去。我無官守、我無言責也。則吾進退、豈不綽綽然有余裕哉。」

③3 『言責要覽』は管志道の友人甘士价が編集したという。詳細については岩本（二〇一三）参照。

③4 管志道『從先雜俗議』卷二「稽祖訓許百工技芸建言合諸司職掌糾劾不正陳言以戒奔競議」「噫、言路果皆若人、何必更言、默足以容、而亦何虞於庶人之議哉。愚也以此自省、不覺惕然內訛焉。在部司、既有不度德之言、在外台、復有不中機之言、何敢自謂於要覽一一打得对同也。故特表而出之、以寓自讖之意、亦為有言責者作指南、無言責者進藥石焉。」

三 管志道の復職活動

(一) 『奏疏稿』序文と復職活動

奪情問題では張居正を正面切って批判することのなかった管志道であるが、「綴言」によれば奪情批判の黒幕として張居正に目をつけられて、それが政治上の挫折につながったという。前述したように、万曆八年、管志道は官界を追われ地

元に戻る^①。先行研究ではこれ以後の管志道は政治から距離をおいたとされるが、しかし『奏疏稿』序文の文章を読むと、そうとは限らないようである。

まず、前章で万曆十三～十四年に執筆されたと推定した王世貞「序」には「わたしは管志道が必ず最終的には登用されると考えている^②」と書かれている。王世貞が本気でそのように考えていたのかは不明だが、政治から距離をおいた人物宛の序文としてはそぐわない文章である。さらに、管志道の弟子の張浩が書いた「綴言」になると、口ぶりはいつそう激しくなる。

張居正の失脚後、廷杖を受けた諸君子は次々と出世していったが、師匠だけ何回推薦されても召還されなかった。聖旨によって按察司僉事の官位は復活したとはいえ、まだ田舎にいる。ああ、ああ。師匠はどうして運がないのか。最初は寧武子の馬鹿正直さまねて、それから介之推が賞されなかったようになってしまった。また師匠は按察司僉事として致仕を願う上奏をしたのに、吏部によって塩課司に異動させられてしまった。開国以来二百年以上、按察司所属で左遷され、任務についていないのに考察で罷免された人がいるだろうか。祖宗の人事規定は吏部によってすでに壊されていたのである。今になって考察を覆すことはよくないとしているのは、国内の賢者と豪傑が切齒扼腕しているところだ^③。

張浩は、張居正の死後に華々しく官界復帰を遂げた趙用賢らとは対照的に、管志道がいまだに地元でくすぶっていることについての冤抑を訴えている。「綴言」を参照した張鼎思「題」も同様の事情を訴える。

張居正の失脚後、諸君子は次々と抜擢されたのに、管志道だけ考察で罷免されたということのために、何度推薦されても召還されず、最近になってやっと按察司僉事の官位が復活しただけだ。もちろん考察の結果を変更してはいけないうのは妥当だ。張浩が言うように、按察司として致仕を願う上奏をしたのに塩課司として人事評定されたり、按察司の所属が左遷され、赴任していな

いのに考察されるのは、妥当だろうか。また、管志道は当時病氣ということで罷免されたが、病氣だったのだろうか。間違えて病氣ということで罷免したのに、病氣ではなかったのに復職させないのは、考察の誤りを押し通しているということだ。考察においては、左遷したり罷免したりされて再度昇任する者がたくさんいるが、後の昇任は以前の左遷に影響されない。罷免されて再起用される者も、後の再起用は以前の罷免に影響されるべきではないのではないか。張居正は諸君子を恨んで、永遠に任用しないという聖旨を出させた。今皆残らず召還されているのに、管志道だけは考察の担当者から召還の人事異動をくだされていない。考察の担当者は当時の聖旨を金科玉条としているのだろうか。これは張居正が諸君子をまずく処置したが、管志道をうまく処置したという^④ことである。

これらの序文の口吻からするに、万曆十五年前後の管志道は政治から距離を置いていたというよりも、政界復帰を望んでいたという雰囲気を感じられる。そうであるとすれば、馮時可・王世貞・張鼎思が管志道の上奏文を見た、言い換えれば、彼らに管志道が上奏文を見せ、さらに張鼎思には自らの奪情問題におけるスタンスやその後の不遇をつづった「綴言」を見せたのは、政界復帰のための一種の運動であったという様相も浮かび上がる。

実際に、万曆十三〜十四年にかけて、管志道の復職を請願する人々が朝廷に続々と現れる。まず、万曆十三年正月に順天府通判の周弘禴が大臣批判を行う上奏を提出し、そのなかで張居正の指図を受けた龔懋賢が管志道を不正に弾劾したことも告発した。ただし、周弘禴はこの上奏のために左遷されてしまうことになる。^⑤周弘禴に続いて万曆十三年に管志道を推薦した人物としては、『神宗実録』に記載されている饒位（江西進賢の人、万曆八年進士）・顧雲程（南直隸常熟の人、万曆五年進士）のほか、^⑥「綴言」によればさらに傅光宅（山東聊城の人、万曆八年進士）・李珣（江西豊城の人、万曆五年進士）・李弘道（山西襄陵の人、万曆五年進士）・王嗣美（陝西朝邑の人、万曆八年進士）らがいたという。^⑦彼らが管志道を推薦した時期は馮時可や王世貞の序文と前後する時期である。

そして万曆十三年十二月の顧雲程の推薦が決め手となり、第一章で述べたように万曆十四年二月に管志道の按察司僉事の肩書が復活する。しかし、上記の「綴言」および張鼎思「題」の口吻からは、肩書の復活だけでは物足りないようである。そこで放たれた第二の矢が、管志道が奪情問題で趙用賢らの相談役や後方支援役を担って張居正と対立したと描く「綴言」、そして「祖訓疏」以外の上奏文であったのではないか。「祖訓疏」以外の上奏文について、張浩は「綴言」の補足である「補綴」で下記のように述べる。

張居正の失脚後、天子は政治に励み、臣下たちは建議し、実行されたことの多くは「祖訓疏」の提案からとられたが、「祖訓疏」の「鰲巡察之弊」（前掲の九点のうちの⑤）と按察司僉事時代の二疏は権勢によって実行を阻まれていた。最近、（副）都御史詹仰庇（一五三四～一六〇四、福建晉江の人、嘉靖四十四年進士）が巡按御史を戒めるために十二項目の上奏を行ったが、師匠と謀らずも合致している。詹仰庇は朝廷で聖旨にさからって廷杖されたのに今は大抜擢され、期待に沿おうとし、その忠君ぶりはとても熱心だ。師匠が昔上奏した内容は細事だといえようか。^⑨

管志道を顕彰する立場から見れば、張居正失脚後の政府の政策は「祖訓疏」と一致しており、^⑩さらに管志道の按察司僉事時代の上奏の内容までも最近の政治の動向と一致しているという。詹仰庇の上奏は万曆十五年八月に提出され、朝廷は内容を高く評価して都察院に実行を命じたほか、巡按御史の勝手を許さない旨を命じている。^⑪つまり、万曆十五年八月の詹仰庇の上奏を受けて、同年十月に按察司僉事時代の上奏にも触れる張鼎思「題」が執筆されたのは実に時宜を得たものだったのである。

以上のように、万曆十三～十五年にかけて、朝廷における管志道の推薦および按察司僉事の肩書の復活と、『奏疏稿』の各序文の執筆には関連性があり、管志道の復職活動という枠組みの中ですべてを位置づけることができる。すなわち、

張居正失脚後の万曆十三年ごろ、管志道は「祖訓疏」を提出して張居正の怒りを買い官界を不当に追われたというイメージを形成するため、まずは「祖訓疏」を前面に押し出して復職活動を行い、ゆえに馮時可・王世貞は「祖訓疏」を見て序文を執筆した。そして、張居正政治の犠牲者としての印象づくりに成功した管志道は複数の官僚から推薦を受け、結果として万曆十四年の按察司僉事の肩書の復活につながった。しかし、管志道が狙っていたのはおそらく肩書の復活ではなく復職であった。ゆえに、奪情問題における自身の活動をより印象づけるとともに、さらに「祖訓疏」だけではなく按察司僉事時代の上奏文も持ち出し、現在の政府の志向とかつての自身の提言の一致を訴えようとした。そこで張鼎思が「祖訓疏」・「綴言」ならびに按察司僉事時代の上奏を見て序文を執筆することになったのではないだろうか。

(二) 『星変志』の奪情劇

しかし、管志道が「祖訓疏」などの上奏文や「綴言」などの各序文によって奪情問題における自己の立場を印象づけようとしたとしても、結局は管志道は張居正の奪情を直接に批判したことはなく、廷杖も受けていない。「綴言」に描写される管志道は確かに趙用賢に助言し、廷杖を受けた人々を支援したかもしれないが、客観的には日和見の誇りを免れないだろう。ただし、管志道を日和見と断罪するのは簡単だが、当時の人々が奪情問題をどのように語っていたのかを考えなくては、管志道が形成しようとした奪情問題における自己イメージの意味が見えてこない。

万曆十三〜十五年に奪情問題がどのように語られていたのかの一端を示すが、「綴言」で奪情問題を取り上げた野史として言及されている『星変志』である。『星変志』は『紀錄彙編』に収録されており、また四庫全書にも収録されている。¹² 各種漢籍目録では抱璧外史撰とされることが多いが、「星変志引」を書いた「抱璧外史」、末尾に評語を附している「迂樵子」ともに不詳である。また、丁仁『八千卷樓書目』では王世貞撰になっているが、丁仁が内容からそのように判断したのか、それとも『紀錄彙編』の配列から単純に作者を推定したのかは不明である。¹³

『星変志』の作者は不明であるものの、成立年代はおおよその見当がつく。『星変志』に見られる廷杖の描写は、奪情問題で廷杖を受けた艾穆が奪情問題の顛末を記した「恩謹記」からの引用である。¹⁴「恩謹記」の執筆時期は万暦十三年八月以降であり、『星変志』の成立はこれ以降となる。また、成立年代の下限は張浩「綴言」執筆時期の万暦十五年九月である。つまり、『星変志』は万暦十三〜十五年の間に成立した奪情問題に関する野史であり、『奏疏稿』の各序文と同時代の史料なのである。

『星変志』は、奪情問題における翰林官たちの動向を主に追いかけた野史である。¹⁶注目すべきは、奪情を受けた呉中行・趙用賢の二人の動向はもちろん、王錫爵と沈懋学も『星変志』の中では主役級の働きをしていることである。特に王錫爵は翰林院の「院長」として若き翰林官たちの相談役を務め、「綴言」における管志道のごとき役割を担っている。また、廷杖の執行後、複数の翰林官たちが呉中行・趙用賢を助けるために上奏したことにも言及する。そして、『星変志』のラストシーンは廷杖を受けた人々の動向ではなく、王錫爵・沈懋学・秦柱¹⁷という廷杖を受けていない人々の辞任である。したがって、『星変志』では奪情問題で廷杖を受けた人々だけの顕彰ではなく、廷杖をされなかった人々の顕彰も行われているといえる。

実は『星変志』が成立した時期、奪情問題で廷杖されなかった人々の顕彰がさかに行われていた。廷杖されなかった人々への顕彰の声は、廷杖を受けた本人たちからも上げられた。例えば、呉中行が執筆した秦柱の墓表（万暦十三年）には下記のようにある。

昔、万暦五年の事件の時、困難を助けてくれたのは、きみと朱嘉君だけだった。きみは官を失ったことで名を上げたが、朱君は処罰されなかったので栄誉もなかった。¹⁸

また、艾穆「恩誼記」は末尾で馬自強・王錫爵・張国彦に対して特別な賛辞を与える。¹⁹⁾

このような張居正奪情問題において廷杖を受けなかった人々の顕彰という風潮の背景にあるのが、王錫爵の官界復帰である。王錫爵は「綴言」にあるように奪情問題で名声を高めた人物である。『明史』巻二一八の王錫爵の伝には、万曆五年当時、翰林院の責任者であった王錫爵が呉中行・趙用賢を助けるために翰林院を率いて張居正に懇願したばかりか、単身で張居正の屋敷に乗り込んだという『星変志』と同様の内容が記されている。さらに翌年、張居正が一時帰郷した際には、張居正の早期の帰京を願う上奏に署名せず、そして老親の世話を口実に故郷太倉に戻り、張居正との対立姿勢をあらわにしたという。張居正の死後、王錫爵に内閣大学士としての召還の命令が下ったのが万曆十二年（二五八四）十二月のことであり、その後、万曆十三年六月に王錫爵は北京に到着して職務に就く。奪情問題において張居正と対立したが、公に奪情批判の言論を述べたわけではない王錫爵の官界復帰・入閣が、廷杖を受けていない人々、言い換えれば廷杖を受けた人々を支援した人々の顕彰という風潮を引き起こしたのではないか。管志道の復職活動はこのような風潮の中で可能となり、さらに「綴言」を作成させることで『星変志』における王錫爵と同様の役割を果たしていたという自己イメージを作ろうとしたと考えられる。

(三) 王錫爵と管志道

王錫爵の官界復帰と管志道の復職活動が繋がっていたことは、管志道自身の言葉からも明らかである。後年、管志道は当時のことを下記のように振り返った。

万曆十二年、我が太倉の礼部侍郎王錫爵が召喚された。王錫爵はかつてわたしと一緒に廷杖された諸君子を支援し、張居正に恨まれた人だった。このとき、科道官にもわたしの復活に力を貸そうという人がいたが、すぐに讒言によって阻まれ、按察司僉事とし

て致仕することになった。²¹⁾

この言葉からも万暦十三～十五年に管志道の復職活動が展開されたのは王錫爵の官界復帰を受けての行動であることがうかがえる。

王錫爵と管志道は単に同郷というわけではなく、王曇陽信仰という共通点を持っていた。王錫爵の帰郷後、王錫爵の娘の王曇陽は儒仏道の三教に通じ、多数の信者を持つに至った。²²⁾ 主な信者には王錫爵本人を初めとして、王世貞、沈懋学、趙用賢、屠隆、²³⁾ 管志道、瞿汝稷ら当時の太倉周辺にいた士大夫が挙げられる。そして、万暦八年、王曇陽は数万人の観衆の前で昇仙し、王錫爵・王世貞らは曇陽観という道観をつくり、信者が集まるようにした。王錫爵の帰郷から官界復帰に至るまでの太倉を中心とした多数の士大夫の王曇陽信仰の意味についてはさまざまな見解がある。徐朔方（一九九三）は王錫爵らが政界復帰の意志がないことを張居正に示すためとし、徐美潔（二〇一〇）は張居正の政治に失望した人々が集結したとし、また魏宏遠（二〇一四）は王世貞・王錫爵が宗教的なイメージを作り上げることで影響力を高めようとしたためとする。いずれにせよ、王曇陽の名のもとに王錫爵・趙用賢・沈懋学・管志道という「綴言」の登場人物、さらに『奏疏稿』序文の作者の一人の王世貞が集結していたという事実は興味深い。王曇陽信仰の真の目的が何であれ、奪情問題から王錫爵の官界復帰の時期までの管志道は王錫爵と深く結びついていったといえる。

ただし、王曇陽信仰以外の点における王錫爵と管志道の結びつきについては従来の研究では無視されてきた。その理由は管志道と王錫爵の直接的な書簡交換のやり取りがそれぞれ一通しか残っていないからであろう。王錫爵が管志道に送った書簡は、管志道の広東按察使僉事在任中に送った一通のみ残っている。²⁴⁾ 一方、管志道が王錫爵に送った書簡は『続問辨牘』に収録されており、万暦二十七年（一五九九）に書かれたと考えられる。この書簡が送られた発端は、三教合一に批判的な許孚遠（浙江德清の人、嘉靖四十一年進士）が王錫爵のもとを訪ね、管志道の『易』の解釈を批判したことによる。

許孚遠の管志道批判を受けて、王錫爵は管志道に出版した書籍を改訂してはどうかと書簡で勧めた。²⁶ 王錫爵の書簡への返信として、管志道が長大な文章をしたためて反駁したのがこの書簡である。全体としては王錫爵の助言への反論となっているが、注目すべきは書簡の冒頭である。

馬齢を重ねて実証に足りないところがあるかもしれませんが、少しも自己満足しておりません。宴会の中で四書五経に関する疑義を伺うたびに、その場では納得できないこともあります。退出してからいつも考え直しています。例えば『尚書』の「惟危惟微」の趣旨の訂正については、すでに弟子に『惕若齋集』の中に入れるように原稿を渡していたのですが、ご教示いただいたからすぐに印刷原板を差し替えました。また『師門求正蹟』の『論語』の「一を以て之を貫く」および「朝に道を聞けば」の二つの章の奥義を説明した部分については、あなたはくどくどしいと感じられて、まさしくわたしの考えが不十分なところをご指摘になり、印刷原板は差し替えていないものの、大変反省しております。²⁷

ここから、管志道と王錫爵は王曇陽の死後もたびたび会い、²⁸ さらには王錫爵の指摘によつて管志道が自らの著作を改稿したこともあったという関係性が窺える。

さらに管志道は政治的にも王錫爵に対して融和的であった。王錫爵は官界復帰後、国本問題²⁹で東林党の人々などから激しい批判を浴びる。しかし、管志道は東林党の人々と違い、国本問題は大事なことではないと考えていた。³⁰ さらに、万曆十九年の自身の官界復帰に対して、周弘禴に「辺材」として妄りに推薦されてしまった気まずさを管志道は王錫爵の窮状とダブらせた。管志道によれば、明朝の決められた制度を守るべきだという上奏文をしたためた自分が、制度の乱用によつて復職することで責められようとしているのは、王錫爵が奪情問題で気骨のある人々を助けて名声を高めたのに、内閣大学士として今は気骨のある人々から批判を受けているのと同様だ³¹という。管志道は国本問題で攻撃的になっている王

錫爵に同情し、よって趙用賢や顧憲成と異なり王錫爵の行動を批判することはなかった。王錫爵の官界復帰で復職活動を展開し、王錫爵の名声の急落のさなかに官界を離れた管志道の政治人生は、王錫爵の浮沈と軌を一にしていたといつても過言ではないだろう。

- ① 管志道の出身地は太倉であるが、吳孟謙（二〇一七）が指摘するよ
うに官僚になった後は蘇州府城内に住むようになった。
- ② 王世貞「序」「吾固知登之必終見庸也。」
- ③ 張浩「綴言」「比江陵敗、諸君子翩翩上、不次晉階、而独師屢薦不
召、雖被旨復憲銜、而猶投間田間。嗟乎、嗟乎。師何不屈而始蹈寧俞
之愚、繼淪介之推之不及賞也。且師以憲臣投効、而主計者乃齷司註考、
開國二百余年、曾有憲臣而謫官、未抵任而被察者乎。祖宗黜陟之例、
已為主計者所破矣。而今動以破大察例為嫌、海內賢豪、所為扼腕而不
平者也。」
- ④ 張鼎思「題」「自江陵事敗、諸君子如茅斯拔、登之独以妨大計例、
屢薦不召、近乃復其僉臬職銜而已。夫謂大計之不可易者、為其当也。
如張子所称、憲臣投効、而齷司註考、持憲臣而謫官、未抵任而被察、
当乎不当乎。且登之當時以疾去、果疾乎、非疾而去以疾、是大計誤於
前也。誤以疾去、而終不以非疾復、是大計怙於後也。凡大計所輕、有
謫有黜而復陞者、不可屈指、然人未嘗以後之陞為妨前之謫、則黜而復
用者、亦豈得以後之用為妨前之黜哉。江陵之黜諸君子也、調旨永棄矣。
今皆召用靡遺、而登之乃不得於主計者、豈主計者更金石於上旨哉。則
是江陵拙於處諸君子、而工於處登之也。」
- ⑤ 『神宗實錄』卷一五七、万曆十三年正月丁酉条。
- ⑥ 『神宗實錄』卷一六九、万曆十三年十二月丁卯朔条。
- ⑦ 張浩「綴言」「諸薦劾中、有謂究明心學者（傅御史光宅）、有謂大有
經濟者（李給事弘道）、有謂學伊洛而才賈董者（顧御史雲程）、有謂為
- 天下人心之所屬者（李御史瑄）、而南科所稱學求為己志不干時、狀師
尤真（王給事嗣溪）。」
- ⑧ 隆慶三年（一五六九）に穆宗（在位一五六六—一五七二）の怒り
を買って廷杖されている。
- ⑨ 張浩「補綴」「江陵敗後、天子勤政、百工獻規、所施設採九事中、
規獨釐巡按条与論風紀二疏、格於勢重。而頃都御史詹公上書、請申
飭御史出巡憲綱事宜凡十二款、与師意不謀而合、蒙旨覆行。詹公在朝、
忤旨廷杖、今方荷殊擢、図報稱、而其靖獻也惓惓於是。然則我師往日
所陳、詎可弁髦之乎。」
- ⑩ 同様の見解は馮時可「序」にも見られる。「江陵捐館、天子亦喟然
遷思回慮、攬万機、勸講學、広言路、皆美君所言、而宗室・河漕・辺
防・貢奉諸議、亦駁駁次第施行。」
- ⑪ 『神宗實錄』卷一八九、万曆十五年八月戊寅条。
- ⑫ 『文章辨体彙選』卷六二四所収。ただし、『紀錄彙編』本の節略で
ある。なお、『星變志』の記述や内容は『神宗實錄』の奪情問題に関
する記事と重なるものがある。『神宗實錄』卷六八、万曆五年十月辛
丑条、乙巳条、卷七〇、万曆五年十二月癸未朔条参照。
- ⑬ 丁仁「八千卷樓書目」卷四、史部、雜誌類「弁山堂別集一百卷（明
王世貞撰、紀錄彙編本）定浙二亂志一卷（明王世貞撰、紀錄彙編本）
錦衣志一卷星變志一卷（明王世貞撰、紀錄彙編本）。『紀錄彙編』で
は王世貞「錦衣志」の次に「星變志」が収録されている。なお、許建
平（二〇一二）に『星變志』の書名は見えない。

⑭ 『星変志』(『紀錄彙編』本)は「四公言」から廷杖描写が始まる。

四公とは吳中行・趙用賢・艾穆・沈思孝を指す。

⑮ 艾穆『艾熙亭先生文集』巻四「恩讜記」「余思、昔竄時、感馬宗伯・王學士・張廉訪三公義甚高。宗伯入政府、未久世。余在謫所、哭之、僅一申誅焉。學士今居政府、廉訪為少司農卿。若三公者、余何以報也。爰居中、為恩讜記、紀其事、付兒曹藏之、令子孫有徵焉。」張國彦(張廉訪)は万曆十三年八月〜十四年九月に戸部右侍郎、十四年九月〜十五年四月に戸部左侍郎だった。艾穆の丁憂の時期は不明であるが、『神宗実録』巻二二八、万曆十一年六月庚午条に「陞四川僉事艾穆為光祿寺少卿。」とあり、また巻一九九、万曆十六年六月辛未条には「起原任少卿艾穆光祿寺少卿。」とある。また、『神宗実録』巻一六四、万曆十三年八月庚申条に「兵科給事中李弘道請録用五臣。謂吳中行・趙用賢・沈思孝・艾穆・鄒元標也。章下所司。」とあり、万曆十三年八月時点で艾穆らは政治の表舞台にいなかったと考えられる。

⑯ 翰林官の美化も見られる。例えば、趙用賢ら四人が廷杖に引き立てられたとき、『星変志』では艾穆・沈思孝という刑部の二人が罵詈雑言を吐いたとされているが、艾穆「恩讜記」では趙用賢・沈思孝の二人が罵詈雑言を吐いたと記されている。

⑰ 南直隸無錫の人。嘉靖年間の工部尚書秦金の孫で中書舎人だった。吳中行・趙用賢が後事を託したため左遷される。趙用賢『松石齋集』

巻二「中書舎人秦君汝立墓表」、吳中行「賜余堂集」巻二「徵仕郎中書舎人余山秦君墓誌銘」参照。

⑱ 吳中行「賜余堂集」巻二「徵仕郎中書舎人余山秦君墓誌銘」「昔予丁丑事、周旋患難、惟君与朱君嘉得兩人耳。君以失官得名、而朱君則無咎、故無譽。」朱嘉が何者かは不明だが、おそらく号は盤石である。吳中行「賜余堂集」巻一四「祭朱盤石文」参照。

⑲ 本章註⑮参照。馬自強は奪情問題当時の礼部尚書。「恩讜記」によ

れば、艾穆が国子監で働いていたころ、馬自強・王錫爵から目をかけられていて、奪情批判の上奏を提出後に二人に見せてそれぞれ激励されたという。また、廷杖後、王錫爵から手紙と旅費が届いたという。張國彦は万曆六〜八年に陝西右布政使であり、発戍されてきた艾穆を厚遇した。王錫爵が張居正奪情問題で名声を高め、その名声によって入閣したことを自任していたことについては王天有(一九八四)参照。

⑳ 管志道「惕若齋集」巻四「勅封安人先妣錢氏壙記」「越乙酉、吾妻少宗伯荆石王公以大拜起家。公初与不肖同以左袒被杖諸君子、得罪江陵者也。于時亦有台省官、為不肖嘘死灰者、旋以詭沮、獲復憲衡以休。」

㉑ 王曇陽についての基礎研究はM. H. H. (一九八七)である。また、管志道の王曇陽信仰については荒木(一九七九)、張芸曦(二〇一一)参照。

㉒ 一五四三〜一六〇四、浙江鄞県の人、万曆五年進士。当時は南直隸青浦知県。屠隆の王曇陽信仰については張芸曦(二〇一一)参照。

㉓ 南直隸常熟の人。隆慶年間の礼部左侍郎瞿景淳の息子で管志道の弟子である。

㉔ 王錫爵『王文肅公文集』巻一四「管東溟僉事」。

㉕ 管志道「統問辨牘」巻一「答王相国荆石公允龍説」「來書略云、昨許敬菴見過、大以允龍一解為未安。兄既努力此事、不妨虚心博証、雖刊板已行、或尚可刪竄也、如何。云云。」

㉖ 管志道「統問辨牘」巻一「答王相国荆石公允龍説」「犬馬之爾衰矣、博証或有所未能、而心則不敢一毫自滿、每從清議中、聆經書疑義、雖一時未必面諾、而退後未嘗不反覆沈思也。如訂尚書危微之旨、已付門人梓入惕若齋集中、聞教即易其板、又如求正牘中、所演魯論一貫・朝聞十章義、翁嫌其話頭寬多、正点着腐心之不自憊也、板雖未易、而内訟之意弥深也。」

㉗ 万曆二十三年(一五九五)以降に書かれたと思われる書簡の中で王錫爵は管志道と最近はあまり会わずにいることを述べている。王錫爵

『王文肅公文集』卷二七「周二魯尚宝」「苦次杜門、管登之更不得數
 会、然不孝業有成言。此兄立身持論、畢竟是一代人豪、所謂卿不知我、
 我自知卿、來日尚長、非用世、即出世、無不得也。」

②⑨ 神宗は第三子の生母鄭貴妃を寵愛し、第一子を皇太子になかなか立
 てようとしなかった。この事態の責任を内閣に求める東林党が激しい
 内閣批判を行った。謝國禎（一九三四）、小野（一九九六）参照。

おわり

本稿では『奏疏稿』序文を手がかりに、張居正奪情問題と管志道の関係を検討してきた。管志道は奪情問題で敢然と張居正に立ち向かったというよりは、求職中であることを盾にして保身を優先した。しかし、廷杖を受けた趙用賢から恩義を受けていた立場にあつたにもかかわらず、自らの保身を優先したことは、後の管志道の思想形成に大きな影響を与えた。それぞれがそれぞれの職分だけを守るという管志道の理想世界であれば、日和見という誇りを受けることはない。つまり、張居正奪情問題という政治的体験が管志道に主体的に政治を行っていく士大夫としての自信を喪失させた。管志道の理想世界は、士大夫の政治における責任という重圧からの解放を意味してはいたのではないだろうか。

とはいえ、万曆八年に罷免されて帰郷した後の管志道は、決して内面性を高めて地域社会や学究生活に埋没していたわけではない。万曆十二年の王錫爵の官界復帰を契機として、管志道は復職活動を展開することになる。復職活動の中で管志道が試みた奪情問題における自己イメージづくりを端的に示しているのが張浩「綴言」である。「綴言」の管志道は趙用賢らの相談役であり、廷杖を受けた人々の支援者であり、張居正の政治の被害者であり、今の政府の同調者であつた。

復職活動が展開された結果、管志道の按察司僉事の肩書は復活する。しかし、その後、管志道の復職活動の契機となつた王錫爵の名声は国本問題で急落し、王錫爵と政治的立場が近似していた管志道は官界と決別することになった。管志道には万曆年間の党争の幕開けの時代において処世に奔走したという側面もあり、そのような俗っぽい小人物であつたからこ

③⑩ 管志道『惕若齋集』卷二「答焦狀頭濶園丈書（庚寅）」「国本之定有時、正不足以為慮也。」

③⑪ 管志道『惕若齋集』卷二「托徐侍御念東年兄辭官書（壬辰）」「事有因果。弟非借憲綱、則歸不明。然今日起官而受責備者、亦以憲綱也。正如姜東相公、非借氣節諸君子、則出不重、然多年作相而受責備者、亦以氣節諸君子也。」

そ、士大夫としての自分への自信の喪失や士大夫そのものへの不信を感じやすかったのではないか。その点が奪情問題で廷杖を受けた趙用賢や後の東林党の人々と管志道の分かれ目だったともいえる。

はじめにで触れた余英時（二〇〇四）は、明代の士大夫は廷杖に代表されるような皇帝の暴力的手段に抑圧され、宋代の士大夫が持っていた政治的主体としての自信を失ったことを論じた。張居正奪情問題を通して士大夫としての自信を失い、士大夫としての責任から自由になろうとした管志道の行動はその一類型と見なせるかもしれない。ただし、管志道の理想とする世界は、『従先維俗議』において全面的に展開されるように、「洪武帝が定めた法に従って、天子から庶民に至るまですべての人がそれぞれの立場に秩序付けられ、それぞれがそれぞれの職分だけを遂行して越権行為をしない」というものである。つまり、皇帝、それも強権的な洪武帝が定めた法が理想世界を担保する存在として掲げられている。もし管志道が単純に皇帝権力に圧力のみを感じていたのなら、権力がある程度分散させるという東林党のような理想を掲げることも可能だったはずである。しかし、管志道はその道を選ばなかった。管志道の張居正奪情問題における行動や後に提唱する理想世界は、強権的な政治からの単純な逃避というよりも、政治の現実と自己の士大夫意識の相克とそこからの逃避と見做すべきではないだろうか。

本稿においては、管志道の理想世界のうち、後段部分の「それぞれがそれぞれの職分だけを遂行して越権行為をしない」という部分の形成を論じた。しかし、前段部分、特に洪武帝の法の顕彰に関していえば、本稿でとりあげた時期の管志道は洪武帝を特に崇拝するような言説はとっておらず、万曆二十年前後の管志道の言動や社会事象を見ていく必要がある。今後の課題としたい。

参考文献

【日本語文献】

荒木（一九七二） 荒木見悟「管東溟―明末における一儒仏調和論者の思惟構造―」『明代思想研究』創文社

荒木（一九七九） 荒木見悟『明末宗教思想研究』創文社
 岩井（二〇一一） 岩井茂樹「午門廷杖考―私刑から皇帝儀礼へ―」富谷至編『東アジアにおける儀礼と刑罰―日本学術振興会科学研究費基盤研究（S）―東アジアにおける儀礼と刑罰―研究組織』

岩本（二〇一三） 岩本真利絵『管志道『従先維俗議』の政治思想』『東洋史研究』七二―三

小野（一九九六） 小野和子『明季党社考』同朋舎

中（一九九二） 中純夫「張居正と講学」『富山大学教養部紀要』二五―一

中（一九九四） 中純夫「耿定向と張居正」『東洋史研究』五三―一

【外国語文献】

韋慶遠（一九九九） 『張居正和明代中後期政局』広東高等教育出版社

王天有（一九八四） 『東林党与張居正―兼論東林党的発端』『学習与思考』一九八四―二

魏月萍（二〇一六） 『管志道…以「乾元統天」為法界、以「群龍無首」為行門』『君師道合…晚明儒者の三教合』聯経出版

魏宏遠（二〇一四） 『附魅、祛魅和返魅…曇陽子伝記形象の歴史演変―従王世貞《曇陽大師伝》説去』『社会科学』二〇一四―一〇

魏珮伶（二〇一〇） 『管志道年譜』国立台湾大学碩士論文

許建平（二〇一〇） 許建平編著『王世貞書目類纂』鳳凰出版社

呉震（二〇〇三） 『明代知識界講学活動繁年』学林出版社

呉孟謙（二〇一七） 『融貫与批判―管東溟の思想及其時代』允晨文化

謝国禎（一九三四） 『明清之際党社運動考』商務印書館

徐朔方（一九九三） 『晚明曲家年譜』浙江古籍出版社

徐美潔（二〇一〇） 『曇陽子、昇化、与晚明士大夫の宗教想像』『青島大学師範学院学报』二七―四

曾光正（一九九六） 『不離俗而證真―泰州学派倫理觀の研究』国立台湾大学歴史研究所博士論文

張芸曦（二〇一一） 『飛昇出世的期待―明中晚期士人与龍沙識』『新史学』二二―一

陳時龍（二〇〇六） 『明代中晚期講学運動（一五三二―一六二六）』復旦大学出版社

鄧志峰（二〇〇四） 『王学与晚明師道的復興運動』社会科学文献出版社

余英時（二〇〇四） 『宋明理学与政治文化』允晨文化

Walner（一九八七） Ann B. Walner, "Tan-yang-tzu and Wang Shi-chen: visionary and bureaucrat in the late Ming", *Late Imperial China*, vol. 8, no. 1

Weisfogel（二〇一〇） Jaret Wayne Weisfogel, *A Late Ming Vision for Local Community: Ritual, Law and Social Ferment in the Provinces of Guan*

Zhidao, Society for Ming Studies: Vancouver (大谷大学文学部助教)

The Formation of Guan Zhidao's Thought and Political Stance,
Focusing on His Attitude towards the Issue of Zhang Juzheng's
Filial Mourning in 1577 and Its Aftermath

by

IWAMOTO Marie

In order to understand the factors that sustained the monarchy in Pre-modern China, this essay focuses on Guan Zhidao 管志道 (1536-1608), a scholar bureaucrat in the late Ming. He argued that all people should obey laws issued by the Son of Heaven and scholar bureaucrats should not play an active role in the political sphere. Chiefly using the prefaces in a collection of Guan's memorials known as the *Zouyigao* 奏議稿, this paper explains the relation between the formation of Guan's thought and his political stance regarding the issue of filial mourning by Zhang Juzheng 張居正 (1525-1582) in 1577 and thereafter.

In 1577, Zhang Juzheng, a Chief Grand Secretary who was politically powerful, lost his father. According to Ming law, Zhang was required to leave the court and return to his hometown in order to practice filial mourning for three years, but Zhang ventured not to do so. He had the emperor order him not to practice filial mourning. Five officials who belonged to Hanlin Academy and Ministry of Justice then opposed this move, but they were punished at court with a caning of from sixty to eighty strokes and seriously injured. After Zhang's death, the five officials who had been beaten were reinstated and promoted. According to the previous studies, Guan also lost his official post over this matter and thereafter he devoted himself to a scholarly life unconnected to the political sphere.

The prefaces of *Zouyigao* show Guan's stance on the issue of filial mourning. One preface titled *Wanyanshucaozhuiyan* 萬言書草綴言, whose author was Zhang Hao 張浩, a disciple of Guan, shows that Guan was a consultant and a supporter to the anti-Zhang officials. But he did not offer direct opposition to Zhang and insisted that he had no official post and no responsibility to speak out. At that time, Guan was waiting for a vacant post in Beijing, so he did not wish to openly oppose Zhang, but on the other hand,

some of the anti-Zhang officials were closely related to him. For example, Zhao Yongxian 趙用賢 (1535-1596), a Hanlin Academy official who was caned at court, employed Guan as a tutor for his family. It must be admitted that Guan had tried to protect himself during the strife over the issue of Zhang's filial mourning and this experience caused him to lose confidence in his position that scholar bureaucrats had responsibility for political matters. Thus, in order to escape responsibility as a scholar bureaucrat, he ultimately came to advocate that scholar bureaucrats should act as subordinates to the Son of Heaven and should not play an active role in politics.

After Zhang's death in 1582, Guan started to call for his own reinstatement. He had his acquaintances write prefaces to his memorials in order to embellish his image in the dispute over filial mourning. At that time, many scholar bureaucrats honored not only the five officials who had been beaten but also other officials who took a critical stance toward Zhang over the filial mourning issue, even if they had not been punished. This situation was brought about by the reinstatement of Wang Xijue 王錫爵 (1534-1614) in 1584. Wang had criticized Zhang over the issue of filial mourning and resigned afterward. Wang's reinstatement with full honors spurred Guan's call for reinstatement. This was due to the fact that Guan and Wang were from the same hometown of Taicang 太倉, and they had a close relation through their religious faith in Wang's daughter Wang Tanyang 王曇陽. After her death in 1580, Guan and Wang still kept in close communication. Wang later became a Grand Secretary, but he gradually lost the favorable reputation he had garnered as an opponent of Zhang due to disputes over the selection of a successor to the emperor. This outcome influenced Guan's political circumstances. Guan finally left the political sphere because of their close political stance.

Guan's political failures created a gap that separated his political thought from that of other famous scholar bureaucrats of the Donglin party 東林党 who believed that they should play an active role in the political matters.